



福島医発第815号(地)  
平成24年6月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

### 医療法人の合併について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局指導課長より日本医師会を通じて別紙のとおり通知がありました。

本件は、平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化について、検討し結論を得ることとされたこと等を受け、合併に係る留意点等について整理したものであります。

なお、都道府県医療審議会の運営については、いわゆる一人医師医療法人創設時の関係通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号健康政策局長通知)も踏まえ、医療法人合併手続の迅速化の観点から、必要に応じ、部会の開催を随時行う等、さらに実態に応じた適切な運営を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

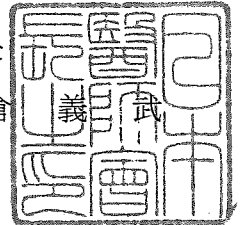
医業経営担当理事 廣瀬真恵  
会長 蒲池 壽

日医発第 258 号（地 I 35）

平成 24 年 6 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横 倉 義 武



### 医療法人の合併について

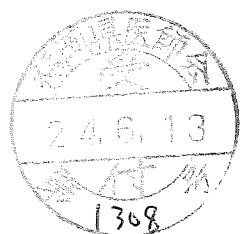
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局指導課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知「医療法人の合併について」が発出されるとともに、本会に対してもその了知方依頼がありました。

本件は、「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）において、「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化について、検討し結論を得ることとされたこと等を受け、合併に係る留意点等を整理したものであります。

都道府県医療審議会の運営につきましては、いわゆる一人医師医療法人創設時の関係通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」も踏まえ、医療法人合併手続の迅速化の観点から、必要に応じ、部会の開催を随時行う等、さらに実態に応じた適切な運営を求めています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下医療法人への周知方につきご高配賜りますようお願いいたします。



医政指発0531第3号  
平成24年5月31日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局指導課長



医療法人の合併について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知を発出いたしましたので、御了知願います。



医政指発0531第2号  
平成24年5月31日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長

### 医療法人の合併について

医療法人の合併については、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第57条等に規定されているところであるが、平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化について、検討し結論を得ることとされたこと、及び平成24年5月31日に公布・施行された「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第86号）により、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第35条第2項の改正が行われたことを受け、今般、合併に係る留意点等について下記のとおり整理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するので、御了知の上、さらに適正な運用に努められたい。

### 記

#### 第1 合併の意義

「合併」とは、法定の手続によって行われる医療法人相互間の契約であり、当事者たる医療法人の一部又は全部が解散し、その財産が精算手続を経ることなく、包括的に存続する医療法人又は新設の医療法人に移転すると同時に、その社員が後の医療法人の社員となる効果を伴うものであること。

#### 第2 合併の手続

合併の手続については、法第57条から第62条まで及び第67条の手続の規定を遵守すること。

1 合併決議及び認可（法第57条関係）

- (1) 社団たる医療法人にあっては、総社員の同意があるときに限り、他の社団たる医療法人と合併をすることができること。
- (2) 財団たる医療法人にあっては、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができること。なお、財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならないが、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。
- (3) 都道府県知事は、認可をし又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴く必要があること。
- (4) 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。合併の最終的効力の発生には、さらに登記が条件となること。

2 合併の認可の申請（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第35条関係）

- (1) 都道府県知事の合併の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。
  - ① 理由書
  - ② 前記1(1)又は(2)の手続を経たことを証する書類
  - ③ 合併契約書の写し
  - ④ 合併により医療法人を設立する場合においては、申請者が各医療法人において選任された者であることを証する書面
  - ⑤ 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の定款又は寄附行為
  - ⑥ 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
  - ⑦ 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
  - ⑧ 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人について、合併後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書
  - ⑨ 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人について、新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
  - ⑩ 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人について、開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- (2) 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、合併後いずれかの医療法人が存続するときに限り、合併後存続する医療法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供するものであって、厚生労働

省令で定めるもの以外の者を規定することができること。

したがって、次の場合においては、合併後は、持分の定めのない医療法人となること。

- ① 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのない医療法人である場合
- ② 合併前の医療法人のいずれかが持分の定めのない医療法人である場合
- ③ 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であって、合併により新たに医療法人を設立する場合

### 3 都道府県医療審議会の運営（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21関係）

都道府県医療審議会は、その定めるところにより、部会を置き、その決議をもって当該審議会の決議とすることができることと規定されており、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日健政発第410号健康政策局長通知）において、「部会については、例えば、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人に係る設立認可に当たっての意見聴取等医療法人に係る審議案件が急増することが予想される場合に、医療法人部会を設け、同部会の決議をもって審議会の決議とすることが考えられること」としているところである。

こうしたことも踏まえ、医療法人合併手続の迅速化の観点から、必要に応じ、部会の開催を随時行う等、さらに実態に応じた適切な運営を図られたいこと。

### 第3 債権者の保護（法第58条及び59条関係）

- (1) 医療法人は、都道府県知事の合併の認可があったときは、その認可の通知のあった日から二週間以内に、合併がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のために財産目録及び貸借対照表を作らなければならないこと。当該義務違反に対しては罰則規定（法第76条第8号）があること。
- (2) 医療法人は、前号の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならないこと。ただし、その期間は、二月を下ることができないこと。当該義務違反に対しては罰則規定（法第76条第8号）があること。
- (3) 債権者が前号の期間内に合併に対して異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなされ、以後の特段の救済はないこと。
- (4) 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的とし

て信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならないこと。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでないこと。当該義務違反に対しては罰則規定（法第76条第8号）があること。

#### 第4 合併による医療法人の設立事務（法第60条関係）

合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならないこと。

#### 第5 権利義務の承継（法第61条関係）

- (1) 合併後存続する医療法人又は合併によって設立した医療法人は、合併によって消滅した医療法人の一切の権利義務（病院開設の許可、公租公課の賦課等当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を自動的にかつ包括的に承継すること。
- (2) 特約をもってその一部の承継を留保することは許されないが、いったん承継した後にその権利を放棄することは妨げないこと。また、包括的に承継されるため、個々の権利義務について特別の承継方法は必要としないが、不動産等の第三者に対する対抗要件を必要とする権利については、対抗要件を備えない限り、第三者に対抗し得ないこと。
- (3) 社団たる医療法人にあっては、合併によって消滅した医療法人の社員は、合併契約に別段の定めのない限り、合併後存続する医療法人又は合併によって設立した医療法人の社員となること。

#### 第6 合併の効力の発生（法第62条関係）

- (1) 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によって設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において組合等登記令（昭和39年政令第29号。以下「登記令」という。）の定めるところにより登記をすることによって、その効力を生ずること。
- (2) 合併の登記は次の三種であること。いずれも主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内になすことを要すること。（登記令第8条、第11条及び第13条）
  - ① 合併後存続する医療法人については、変更登記
  - ② 合併によって消滅した医療法人については、解散登記
  - ③ 合併によって設立した医療法人については、設立登記
- (3) 登記期間の起算点は、第三の債権者保護の手続が完了したときであるこ

と。

- (4) 合併により消滅した法人の解散の登記の申請は、合併後の存続法人又は新設法人を代表すべき者が、合併後の存続法人又は新設法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由して、合併の登記の申請と同時になすべきであること。
- (5) 合併の効果は、吸収合併の場合においては、従来の医療法人のうち一を除く他の医療法人の解散、存続する医療法人の変更及び解散した医療法人の権利義務の存続する医療法人への包括的移転を生ずることであり、新設合併の場合においては、従来の医療法人の全部の解散、医療法人の設立及び解散した医療法人の権利義務の新設医療法人への包括的移転を生ずることであること。

#### 第7 弁明の機会の付与等（法第67条関係）

- (1) 都道府県知事は、合併の不認可処分をする場合、当該処分の名あて人に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならないこと。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人に対し、あらかじめ書面をもって、弁明をするべき日時、場所及び当該処分をするべき事由を通知しなければならないこと。
- (2) 前号の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができること。
- (3) 前記(1)の弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、かつ、当該処分をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならないこと。

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

第5811号

報官

平成24年5月31日 木曜日

## 目次

### 〔省 令〕

○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八六）

○薬事法施行規則の一部を改正する省令（同八七）

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（同八八）

### 〔規 則〕

○人事院規則九一三〇（特殊勤務手当の一部を改正する人事院規則（人事院九一三〇一七九）

### 〔告 示〕

○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域を指定する件（総務一九九）

○地方税法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域を指定する件（同二〇〇）

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務二二四）

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの輸入数量を告示する件（財務一八九）  
○平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同一九〇）

○平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同一九一）  
○関税暫定措置法別表第一の六第三項に係る物品についての平成二十四年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件（同一九二）

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十四年度における発動基準数量を定める件（同一九三）  
○生きている豚及び豚肉に係る関税の緊急措置の平成二十四年度における発動基準数量を定める件（同一九四）

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁一七、一八）  
○平成二十四年度技能検定実施計画の一部を改正する件（厚生労働三七二）

○厚生労働大臣が定める手数料の金額の一部を改正する件（同三七三）  
○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（同三七四）

○薬事法施行規則第二百十條第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（同三七五）

○薬事法施行規則第二百十六條の二第一項の規定に基づき同令第二百九條の二及び第二百十條第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件（同三七六）  
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同三七七）

○療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（同三七八）

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（農林水産一四五四）  
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（同一四五五）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四五六、一四六二）

○福島復興再生特別措置法第四十六條第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類（経済産業・環境八）  
○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通六四八）

○船員法施行規則第二十八條第一項の運輸支局及び海事事務所を指定する件の一部を改正する件（同六四九）  
○小型船造船業法施行規則第二十六條の規定に基づき登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があつた件（同六五〇）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同六五一）  
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一三六）

○廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法の一部を改正する件（環境九四）

○雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等の一部を改正する件（同九五）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の規定に基づき水面埋立地の区域を定める件（同九六）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 財務省

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

（以下次のページへ続く）

(前のページより続き)

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家、財団、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係  
裁判所  
相統、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係  
特殊法人等  
職員の免職処分関係  
地方公共団体  
教育職員免許状失効の取消関係  
会社その他  
会社決算公告

会社決算公告

省 令

〇厚生労働省令第八十六号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第五項及び第十二条の二第二項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「次に掲げる」を「医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能等を有するインターネットの利用その他適切な」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第九条の二第三項中「次に掲げる」を「インターネットの利用その他適切な」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第三十五条第二項中「前項第五号の下に〔合併後存続する医療法人の〕を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第八十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第四十四条第二項及び第八十二条の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和二十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五十四号の(1)中「殺虫剤及び」を「殺虫剤」に改め、「含有するもの」の下に「及びジメチルシクロロピニルホスフェイトをプラスチック板に吸着させた殺虫剤であつて一枚中ジメチルシクロロピニルホスフェイト二・二九g以下を含有するもの」を加える。

附 則

（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五十四号(1)に規定するジメチルシクロロピニルホスフェイトをプラスチック板に吸着させた殺虫剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

〇厚生労働省令第八十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を」を削り、同条第五項中「一・七人」を「一・六人」に改める。

第二十七条第四項を次のように改める。

4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。

5 母子支援員の数、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては三人以上とする。

6 少年を指導する職員の数、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、二人以上とする。

第四十二条第六項中「通じて、」の下に「満二歳に満たない幼児をおおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上」を加え、「六人」を「五・五人」に改め、同条第七項中「一・七人」を「一・六人」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年五月三十一日

人事院総裁 原 恒雄

人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「高松空港事務所を削り、同項第三号中「八尾空港事務所」の下に「高松空港事務所」を加える。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

〇総務省告示第九十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が指定する区域を次のように指定する。

平成二十四年五月三十一日

総務大臣 川端 達夫

地方税法附則第五十一条第四項に規定する総務大臣が指定する区域は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項又は第五項の規定により同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）が市町村長に対して行う

帰還困難区域又は居住制限区域の設定を行うことの指示（同法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部が市町村長に対して行う警戒区域又は計画的避難区域（平成二十四年三月三十一日において、同条第三項の規定により原子力災害対策本部が市町村長に対して行った警戒区域又は計画的避難区域の設定を行うことの指示の対象区域であつたものに限る。）の設定の解除を行うことと併せて行うものに限る。）の対象区域となつた区域とする。

医療法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案                                                                                                                                                          | 現行                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することとができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> | <p>第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、次に掲げる方法により公表しなければならない。</p>                                                                               |
| <p>第九条の二 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 八 （略）</p>                                                                          | <p>一 医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することとができる機能を有するインターネットを活用した方法</p> <p>二 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法</p> |
| <p>3 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、第一項の報告書の内容をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</p>                                                                                 | <p>3 都道府県知事は、法第十二条の二第二項の規定により、第一項の報告書の内容を次に掲げる方法により公表するものとする。</p>                                                                                                     |

第三十五条 (略)

2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。

一 インターネットを活用した方法  
二 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法

第三十五条 (略)

2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。